

パートナーズニュースレター

PARTNERS NEWS LETTER

遺言を利用した不動産の名義変更が進めやすくなりました！

近年、社会問題となっている所有者不明土地問題解消の一環として、遺言に基づく不動産の名義変更手続きが以下の通りに一部簡略化され、手続きを進めやすくなりました。

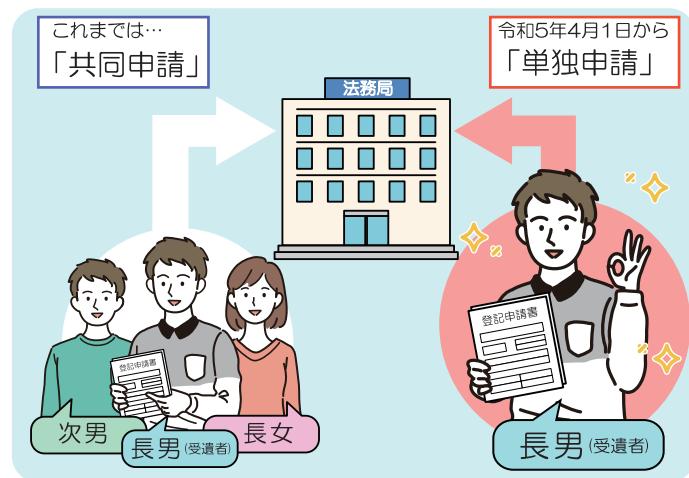
<相続人への遺贈による名義変更> (令和5年4月1日から)

改正前

遺贈を受ける相続人（受遺者）と
亡くなった方の相続人全員（遺言執行者がいる場合は
遺言執行者）での共同申請を要する

改正後

遺贈を受ける相続人（受遺者）からの単独申請が可能



※遺贈とは、遺言に基づき財産を特定の相手に引き継がせることです。相続人はもちろん、相続人以外の個人や教育機関、NPO法人などの団体にも遺贈することができます。

改正前の制度では、遺贈の登記申請の際、遺言執行者が選任されておらず、相続人の中で一人でも協力してくれない場合や、行方不明者、認知症で意思能力のない方などがいた場合には、登記手続が円滑に進まないケースがありました。

今回の改正で、遺贈により不動産を取得した相続人は、単独で登記申請を行う事が可能になりました。ただし、相続人でない第三者が不動産を取得するケースでは、従来通り共同申請を行う必要がありますので、その場合は遺言執行者を定めておくことが重要です。

また、遺言執行者に関する改正として少し前のものになりますが、令和元年7月1日の法改正により、特定の財産を相続人に相続させる内容の遺言（「不動産は長男Aに相続させる」のような記載の遺言）において、今まででは遺言執行者が指定されていても相続人自身が手続きしなければならなかったところ、遺言執行者において単独で手続きできるようになりました。（令和元年7月1日以降作成の遺言から）

これらの改正で遺言を利用した不動産の名義変更が進めやすくなり、遺言を残す方の想いを実現しやすくなりました。

パートナーズ司法書士法人では、相続や遺言の専門家として司法書士がお客様の遺言作成を全面的にサポートさせていただきます。遺言作成の無料相談を行っておりますので、まずはお気軽にご連絡いただければと思います。



私達が ご対応させて頂きます！

川越事務所

司法書士 富田 竜太 (とみた りゅうた)

昭和57年生まれ

東京都出身

～略歴～

ふたご座 O型

中学時代はバスケットボール部に所属
専修大学法学部中退後、一般企業に入社
令和3年司法書士試験に合格
令和4年4月～パートナーズに勤務



お客様へのメッセージ

昨年4月からパートナーズ司法書士法人に勤務しております、富田と申します。

相続や不動産売買など、司法書士の仕事はお客様にとって初めてのケースも多いかと思います。

お客様に安心してご依頼いただけるよう、丁寧な説明を心がけてまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

インタビュー

Q. 趣味は何ですか？

スノーボードです。

温泉巡りも好きなので、スノーボードの後に温泉に行くのが冬の間の楽しみです。



Q. 司法書士を目指したきっかけは？

前職の時に将来への不安を感じ、資格の勉強をしようと決心しました。

大学の時に法学部だったこともあり、法律の資格を取得することに決めました。

はじめは働きながら行政書士の資格を取得したのですが、

もっと難関資格にチャレンジしたくなり、司法書士を目指すことにしました。

川越事務所

〒 350-1123
埼玉県川越市脇田本町 29 番地 1
TEL : 049-238-7047

川越駅西口より 徒歩 5 分
本川越駅より 徒歩 10 分

狭山事務所

〒 350-1305
埼玉県狭山市入間川 1 丁目 20 番 16 号
TEL : 04-2954-2109
狭山市駅西口より 徒歩 5 分
狭山市役所うら 徒歩 30 秒

パートナーズグループ
総合サイト



こんな相談ごとがありましたら、お気軽にお問合せください



相続手続き

- ・土地建物の名義変更
- ・預金の払戻し
- ・株の名義変更 など



会社・法人登記

- ・設立
- ・役員変更
- ・増資／減資
- ・本店移転
- ・合併
- ・解散



成年後見 / 任意後見

- ・成年後見申立書の作成
- ・任意後見契約のサポート
- ・死後事務委任契約のサポート



不動産登記

- ・生前贈与
- ・土地建物の売買
- ・抵当権など担保権の抹消



遺言書

- ・遺言書の作成
- ・遺言書の書き直し
- ・故人の遺言書を見つけた



PARTNERS GROUP
パートナーズ司法書士法人
パートナーズ行政書士法人